

< こんな時どうする 未払法人税等 >

「未払法人税等」にこんなに苦労させられるとは。

いろいろな人の話を総合しますと、これが行政書士先生と経営状況分析機関の偽らざる気持ちではないかと推察いたします。費用収益対応の原則から見て、当期分の法人税住民税及び事業税を計上するために、未払法人税等を計上するのは当然なのに、そうならない財務諸表が多いのは誠に残念です。税効果会計どこの話ではないのです。こんなに多いという話を聞くと、もしかして、未払法人税等を計上しないのが一般に公正妥当な会計慣行なのかなとふと気持ちがゆらぎますが、いいえ、会計理論に合わない処理はやはり妥当な会計処理とはいえません。

皆様がそんな苦労しているこの時期に、ワイズ公共データシステム株式会社から出された下記通知は、皆様にとってもお見逃しできない内容でしょう。

この通知によれば、重要性の原則により未払法人税等が住民税均等割だけの場合には僅少と判断し、あえて財務諸表を変更する必要がないということです。もちろん、均等割の金額が大きければ影響が大きいのので、重要性の原則により均等割だけという理由で変更しない訳ではないと思われませんが、ほとんどの場合は変更を要せず、これでかなり楽になりそうです。

しかし、いずれにしても計上するのが原則。襟を正して、来期は正しい処理ができるようにしていきたいものです。

次月号から未払法人税等の処理の仕方を説明します。

WISENET編集部 松村 清(税理士)

租税公課の納付状況等に関する明細書

税目及び事業年度	期首現在		当期中の納付税額			期末現在
	未納額	列	当金取崩しによる納付	仮払経理による納付	損金控による算	列
法人	15.4.1	2				
当期分	15.3.31	3				
繰上	15.3.31	4				
計	15.3.31	5				
道府県民税	15.4.1	6				
当期分	15.3.31	7	5,000			5,000
繰上	15.3.31	8				
計	15.3.31	9	5,000			5,000
市町村民税	15.4.1	10				
当期分	15.3.31	11	20,000			20,000
繰上	15.3.31	12				
計	15.3.31	13	20,000			20,000
事業税	15.4.1	14				
当期分	15.3.31	15	15,000			15,000
繰上	15.3.31	16				
計	15.3.31	17	15,000			15,000
利益子税	15.4.1	18				
延滞金	15.3.31	19				
固定資産税	15.4.1	20				
印紙税他	15.3.31	21				
加算税及び加算金	15.3.31	22				
延滞税	15.3.31	23				
延滞金	15.3.31	24				
延滞税	15.3.31	25				
延滞金	15.3.31	26				
延滞税	15.3.31	27				
延滞金	15.3.31	28				
延滞税	15.3.31	29				
延滞金	15.3.31	30				
延滞税	15.3.31	31				
延滞金	15.3.31	32				
延滞税	15.3.31	33				
延滞金	15.3.31	34				
延滞税	15.3.31	35				
延滞金	15.3.31	36				
延滞税	15.3.31	37				
延滞金	15.3.31	38				
延滞税	15.3.31	39				
延滞金	15.3.31	40				
延滞税	15.3.31	41				
延滞金	15.3.31	42				
延滞税	15.3.31	43				
延滞金	15.3.31	44				
延滞税	15.3.31	45				
延滞金	15.3.31	46				
延滞税	15.3.31	47				
延滞金	15.3.31	48				
延滞税	15.3.31	49				
延滞金	15.3.31	50				
延滞税	15.3.31	51				
延滞金	15.3.31	52				
延滞税	15.3.31	53				
延滞金	15.3.31	54				
延滞税	15.3.31	55				
延滞金	15.3.31	56				
延滞税	15.3.31	57				
延滞金	15.3.31	58				
延滞税	15.3.31	59				
延滞金	15.3.31	60				
延滞税	15.3.31	61				
延滞金	15.3.31	62				
延滞税	15.3.31	63				
延滞金	15.3.31	64				
延滞税	15.3.31	65				
延滞金	15.3.31	66				
延滞税	15.3.31	67				
延滞金	15.3.31	68				
延滞税	15.3.31	69				
延滞金	15.3.31	70				
延滞税	15.3.31	71				
延滞金	15.3.31	72				
延滞税	15.3.31	73				
延滞金	15.3.31	74				
延滞税	15.3.31	75				
延滞金	15.3.31	76				
延滞税	15.3.31	77				
延滞金	15.3.31	78				
延滞税	15.3.31	79				
延滞金	15.3.31	80				
延滞税	15.3.31	81				
延滞金	15.3.31	82				
延滞税	15.3.31	83				
延滞金	15.3.31	84				
延滞税	15.3.31	85				
延滞金	15.3.31	86				
延滞税	15.3.31	87				
延滞金	15.3.31	88				
延滞税	15.3.31	89				
延滞金	15.3.31	90				
延滞税	15.3.31	91				
延滞金	15.3.31	92				
延滞税	15.3.31	93				
延滞金	15.3.31	94				
延滞税	15.3.31	95				
延滞金	15.3.31	96				
延滞税	15.3.31	97				
延滞金	15.3.31	98				
延滞税	15.3.31	99				
延滞金	15.3.31	100				

下記はワイズ公共データシステムからの2/17に出された通知です

未払法人税等の計上について ~ 例外の判断基準 ~

国土交通省様との今年2月中旬の打合せにより、下記枠内1、2を共に満たす場合には僅少と判断され、未払法人税を計上して頂かなくても良いことになりましたので、ここに改めてお知らせいたします。

- 別表5(2)中の 列(期末現在未納税額) 1~5 行の欄(左図の太枠欄)に数値がない場合
- 道府県民税と市町村民税の 列(当期発生税額) 6~16 行の欄(左図の太枠欄)の数値が均等割のみである場合

別表5(2)の 列太枠の部分(1~5行)に数字がなく、列太枠部分(6~16行)の当期発生税額が住民税均等割だけの場合は、未払法人税等を計上して頂かなくても良いことになりました。

上記以外の場合は、未払法人税等を必ず計上してください。

上記1・2の条件を共に満たす場合、未払法人税等は未計上でも結構です。(静岡県等のように、都道府県の指示により計上を求められる県もございますのでご注意ください。)

但し、未計上の場合であっても、確認のため以下の4つの資料が必要になりますのでご注意ください。

基準決算分の税務申告用貸借対照表

別表4 所得の金額の計算に関する明細書

別表5(1) 利益積立金額及び資本積立金額の計算に関する明細書

別表5(2) 租税公課の納付状況等に関する明細書

別表5(2)

Wisdom 資料送付希望(無償)
 Wisdom 2004 デモ版送付希望(無償)
 送信先宛名変更(下欄に変更後の宛名をご記入ください)
 今後「Wise FAXNET」送信不要
 今後「Wise FAXNET」メール送信に変更希望

弊社 100% 出資子会社 **ワイズ公共データシステム株式会社**
 <経営状況分析申請> 受付中!! 詳しい資料請求は下記にてどうぞ!
 e-mail <info@wise-pds.jp> お電話 <026-232-1145>

資料・デモをご希望の方は、下記にご連絡先をご記入下さい。ユーザー様で前回登録時と変更のない場合には、貴社名と担当者名、TELのみをご記入下さい。

貴社名

ご担当者様

ご役職・部署名

TEL

FAX

今後メールでの送信をご希望される方は右にアドレスをご記入ください。 e-mail

「Wise FAXNET」は経審対策/書類作成システム「Wisdom(ウィズダム)」ユーザー様に経審に関する最新情報、経審対策のワンポイントを紹介、月一回の発行となります。内容に関するお問い合わせ、バックナンバーの請求(99年2月号~)は弊社までご連絡下さい。弊社ホームページよりバックナンバーのダウンロードできます(2月号は2月28日より可能)。ログインIDは「1921」です。入力後、[ログイン]ボタンをクリックして下さい。ワイズホームページ <http://www.wise.co.jp/>